リ　Guizhou Redstar Developing Dalong Manganese Industry Co., Ltd.（貴州紅星発展大龍錳業有限責任公司）
ヌ　Redstar Development Import and Export Co., Ltd.（貴州紅星発展進出口有限責任公司）
ル　GUANGXI GUILIU CHEMICAL CO., LTD.（広西桂柳化工有限責任公司）
ヲ　Sumitomo Corporation (Guangzhou) Ltd.（広州住友商事有限公司）
ワ　Hunan Zhenxing Chemical Industrial Co., Ltd.（湖南振興化工股份有限公司）
カ　Guangxi Jingxi County Yizhhou Manganese Industry Co., Ltd.（広西靖西市一洲錳業有限責任公司）
ヨ　Guizhou Manganese Energy and Mining Group Co., Ltd.（貴州能鉱錳業集団有限責任公司）

㈡　供給国　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

四　調査を開始する年月日　平成三十年四月十八日

五　調査の対象となる期間

㈠　不当廉売された指定貨物（電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）第一条第一項第一号に掲げる貨物をいう。以下同じ。）の輸入が指定された期間（同項第三号に掲げる期間をいう。以下同じ。）の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項　平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、平成二十四年四月一日から平成二十九年十二月三十一日まで）

㈡　不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項　平成二十四年四月一日から平成二十九年十二月三十一日まで

六　調査の対象となる事項の概要

㈠　不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ　指定貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ　指定貨物の本邦向け輸出価格

ハ　その他不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項

㈡　不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ　不当廉売された指定貨物の輸入量

ロ　不当廉売された指定貨物の輸入価格

ハ　不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

ニ　その他不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項

七　申請者の主張の概要

㈠　申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

申請者は、本邦において指定貨物と同種の貨物を生産している唯一の生産者である。

㈡　不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ　正常価格については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる価格を採用した。

区分	正常価格
中国産電解二酸化マンガンのうち、アルカリグレードのもの	中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国であるギリシャから、ベルギー向けに輸出される指定貨物と同種の貨物の輸出価格から運賃等を控除した工場出荷段階の価格
中国産電解二酸化マンガンのうち、マンガングレードのもの	中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国であるギリシャから、フィンランド、スイス及びロシア向けに輸出される指定貨物と同種の貨物の輸出価格から運賃等を控除した工場出荷段階の価格
中国産電解二酸化マンガンのうち、リチウム一次用グレード及びフェライト用グレードのもの	中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国である本邦における消費に向けられる指定貨物と同種の貨物の国内販売価格から運賃等を控除した工場出荷段階の価格

ロ　本邦向け輸出価格については、平成二十年を最後に輸入が確認できなかったマンガングレードのものを除き、本邦の輸入通関価格から運賃等を控除して工場出荷段階の価格を算定した。

ハ　イ及びロによると、アルカリグレード及びフェライト用グレードのものに係る本邦向け輸出価格は、正常価格を下回っている。

ニ　中国産電解二酸化マンガンの第三国に対する輸出価格は、把握できなかったフェライト用グレードのものを除き、正常価格を下回っている。

ホ　中国の供給者は一定の余剰生産能力を有している。

ヘ　中国産電解二酸化マンガンについては、アメリカ合衆国において不当廉売関税が課税されている。

以上のことから、指定された期間の満了後、不当廉売された指定貨物の輸入が継続し、又は再発するおそれがある。

㈢　不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に再発するおそれに関する事項

イ　国内需要が大きく伸張することが見込めない状況である。

ロ　不当廉売された指定貨物の輸入により生じていた実質的な損害から本邦産業は十分に回復しておらず、不当廉売に対して脆弱な状況である。

以上のことから、指定された期間の満了後、不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害の事実が再発するおそれがある。

八　令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

㈠　証拠の提出及び証言についての期限　平成三十年八月二十日

㈡　証拠等の閲覧についての期限　令第十六条各項に規定する告示の日

㈢　対質の申出についての期限　平成三十年九月十八日

㈣　意見の表明についての期限　平成三十年九月十八日

㈤　情報の提供についての期限　平成三十年九月十八日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。